

【別 紙】

1 人 1 台端末の利用及び、「持ち帰り学習」に係る使用上のルール

豊川市教育委員会

以下の点に関して、お子様のご指導等をお願いいたします。

1 使用の目的

- ・学校より貸し出される 1 人 1 台端末（以下、端末）は、学習活動のためにのみ使います。
※学習活動にかかわること以外には使用しないこと。

2 使用上のルールについて

- ・学校と家庭（児童クラブ等の放課後等児童預り所を含む）以外では使用しないこと。
- ・使用時間の目安は以下の通りです。

小学校低学年	30分～1時間程度
小学校高学年	1時間～1時間30分程度
中学生	1時間30分～2時間程度

- ・紛失したり、落としたり、水にぬらしたりしないよう、丁寧に扱うこと。
- ・充電に関しては、原則学校で行います。ただし、持ち帰りが長期にわたる場合、自宅で充電していただくこともあります。なお、端末とともに AC アダプターを持ち帰り、再び学校へ端末を持ってくる時には、自宅で十分充電してきてください。

3 健康のために

- ・端末使用時は、正しい姿勢で、目を画面に近づけすぎないようにすること。
- ・使用中は休憩を入れ、目を休めること。※30分に1度を目安に。
- ・就寝前30分前（理想は1時間前）は、端末の使用を控えること。

4 安全な使用のために

- ・学習目的以外で、インターネットを利用しないこと。
※学校外での端末利用時には、インターネット利用に制限がかけられていません。
- ・持ち帰った端末を他人に貸したり、使わせたりしないこと。
- ・名前や住所、電話番号、自分や友達、住所等が特定できる写真など、個人情報インターネット上にアップロードしないこと。
- ・互いを思いやり、自分以外の相手を誹謗中傷するような書き込みなどをしないこと。

5 設定の変更について

- ・アプリを勝手にインストール、アンインストールしないこと。
- ・学習で指定された以外のインターネットからの動画や画像ファイルのダウンロードはしないこと。
- ・ホーム画面のアイコン等の配置、画面背景の設定等を変更しないこと。

6 不具合や故障について

- ・以下の場合、速やかに学校へ連絡すること。
 - 1) 端末本体やインターネットが使えなくなり、再起動しても元に戻らないとき
 - 2) 端末を壊したとき
 - 3) 端末を紛失したとき

7 使用の制限について

- ・「1人1台端末の利用及び、「持ち帰り学習」に係る使用上のルール」を正しく守れないときは、ご家庭とも連絡を取り、端末の利用を制限させていただくことがあります。ご理解をお願いいたします。

8 使用する端末について

端末には、物損事故等による保証はついておりません。学校では、日頃より端末を丁寧に扱うよう指導しております。使用のルールを守ったうえで、学習の中で使用している際の故障等についてはできる限り学校の方で対応しますが、持ち帰りも含め、それ以外の故障や破損等については、原則保護者負担となりますのでご注意ください。

9 機器と通信費について

ご家庭におきまして、インターネット通信環境（無線LAN：Wi-Fi）または、携帯電話等のテザリング機能を使つての接続が可能となっております。なお、通信費につきましては、ご家庭の負担となります。その点につきましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

10 端末を持ち帰つての活用例

端末を持ち帰ることで、以下のようなことが可能となります。

○端末内のアプリケーションの活用

- ・office365 を活用したレポートのまとめ（中学のみ） など

○ドリル学習ソフトの活用

- ・「ドリルパーク」による個別学習
- ・「ドリルパーク」による課題配付 など

○SKYMENU Cloud やWeb 会議システムの活用

- ・Zoom 等を活用したオンライン朝の会やオンライン授業
- ・SKYMENU Cloud を活用した子どもたちと教師とのやり取り など